

事業系一般廃棄物搬入許可・資源物処理登録 (変更) 申請書

令和 年 月 日

(宛先) 山口市長

申請者(申請事業者名)	整理番号(新規は記載不要)
郵便番号	〒
住所	
ふりがな 氏名 又は 会社名	
ふりがな	
代表者名	
担当者(任意)	
電話番号	

(法人にあっては、事務所の所在地、名称及び代表者名)

山口市廃棄物の処理及び清掃に関する条例[第13条・第14条第1項]の規定により、下記のとおり[資源物処理の登録・一般廃棄物の搬入許可]を申請します。

記

申請する期間	令和 年 月 日 から 令和 8 年 3 月 31 日まで						
搬入者	<input type="checkbox"/>	自己搬入 (<input type="checkbox"/> 事業系一般廃棄物搬入許可 <input type="checkbox"/> 資源物処理登録)					
	<input type="checkbox"/>	収集運搬業者へ委託 (3箇所以上の場合は別紙(様式自由)に記入し添付してください。)					
	<input type="checkbox"/>	<table border="1"> <tr> <td>事業系一般廃棄物搬入許可</td> <td>資源物処理登録</td> </tr> <tr> <td>①委託業者名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>②委託業者名</td> <td></td> </tr> </table>	事業系一般廃棄物搬入許可	資源物処理登録	①委託業者名		②委託業者名
事業系一般廃棄物搬入許可	資源物処理登録						
①委託業者名							
②委託業者名							
搬入施設名	<input type="checkbox"/>	<table border="1"> <tr> <td>事業系一般廃棄物搬入許可</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・清掃工場(市内全域) ・阿知須清掃センター(※パッカー車搬入不可)(阿知須地域排出のみ) ・阿東クリーンセンター(可燃性粗大ごみのみ)(阿東地域排出のみ) <p>※産業廃棄物は、事業者の責任において適正な処理を行ってください。 例:廃プラスチック類(発泡スチロール、塩化ビニール、PPバンド等)は搬入できません。 ※積荷の検査を行っています。使用されるごみ袋は透明または半透明の袋で搬入してください。 ※搬入不適物を発見した場合は、指導とごみの持ち帰りの指示を行っています。 ※機密文書は排出者が処理業者等で責任をもって処理してください。</p> </td> </tr> <tr> <td>不燃ごみ</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・不燃物中間処理センター(市内全域) ・阿知須清掃センター(阿知須地域排出のみ) ・阿東クリーンセンター(阿東地域排出のみ) <p>※事業活動に伴い発生する「がれき類」「廃プラスチック類」等の産業廃棄物は、搬入できません。 ※業務用の機械器具、家電リサイクル対象品、蛍光管等は産業廃棄物として適正に処理してください。</p> </td> </tr> </table>	事業系一般廃棄物搬入許可	<ul style="list-style-type: none"> ・清掃工場(市内全域) ・阿知須清掃センター(※パッカー車搬入不可)(阿知須地域排出のみ) ・阿東クリーンセンター(可燃性粗大ごみのみ)(阿東地域排出のみ) <p>※産業廃棄物は、事業者の責任において適正な処理を行ってください。 例:廃プラスチック類(発泡スチロール、塩化ビニール、PPバンド等)は搬入できません。 ※積荷の検査を行っています。使用されるごみ袋は透明または半透明の袋で搬入してください。 ※搬入不適物を発見した場合は、指導とごみの持ち帰りの指示を行っています。 ※機密文書は排出者が処理業者等で責任をもって処理してください。</p>	不燃ごみ	<ul style="list-style-type: none"> ・不燃物中間処理センター(市内全域) ・阿知須清掃センター(阿知須地域排出のみ) ・阿東クリーンセンター(阿東地域排出のみ) <p>※事業活動に伴い発生する「がれき類」「廃プラスチック類」等の産業廃棄物は、搬入できません。 ※業務用の機械器具、家電リサイクル対象品、蛍光管等は産業廃棄物として適正に処理してください。</p>	
	事業系一般廃棄物搬入許可	<ul style="list-style-type: none"> ・清掃工場(市内全域) ・阿知須清掃センター(※パッカー車搬入不可)(阿知須地域排出のみ) ・阿東クリーンセンター(可燃性粗大ごみのみ)(阿東地域排出のみ) <p>※産業廃棄物は、事業者の責任において適正な処理を行ってください。 例:廃プラスチック類(発泡スチロール、塩化ビニール、PPバンド等)は搬入できません。 ※積荷の検査を行っています。使用されるごみ袋は透明または半透明の袋で搬入してください。 ※搬入不適物を発見した場合は、指導とごみの持ち帰りの指示を行っています。 ※機密文書は排出者が処理業者等で責任をもって処理してください。</p>					
	不燃ごみ	<ul style="list-style-type: none"> ・不燃物中間処理センター(市内全域) ・阿知須清掃センター(阿知須地域排出のみ) ・阿東クリーンセンター(阿東地域排出のみ) <p>※事業活動に伴い発生する「がれき類」「廃プラスチック類」等の産業廃棄物は、搬入できません。 ※業務用の機械器具、家電リサイクル対象品、蛍光管等は産業廃棄物として適正に処理してください。</p>					
<input type="checkbox"/>	<table border="1"> <tr> <td>資源物処理登録</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・リサイクルプラザ(市内全域) ・小郡資源物ストックヤード(小郡地域排出のみ) ・青江ストックヤード(秋穂地域排出のみ) ・阿知須ストックヤード(阿知須地域排出のみ) ・阿東クリーンセンター(阿東地域排出のみ) <p>※シュレッダー処理された紙ごみは、リサイクルプラザにのみ搬入することができます。 ※小郡資源物ストックヤードに持込めるものは、無色透明のびん、茶色のびん、缶、ペットボトルのみです。 ※ペットボトルのラベル・キャップは外してプラスチック製容器包装として処理してください。</p> </td> </tr> </table>	資源物処理登録	<ul style="list-style-type: none"> ・リサイクルプラザ(市内全域) ・小郡資源物ストックヤード(小郡地域排出のみ) ・青江ストックヤード(秋穂地域排出のみ) ・阿知須ストックヤード(阿知須地域排出のみ) ・阿東クリーンセンター(阿東地域排出のみ) <p>※シュレッダー処理された紙ごみは、リサイクルプラザにのみ搬入することができます。 ※小郡資源物ストックヤードに持込めるものは、無色透明のびん、茶色のびん、缶、ペットボトルのみです。 ※ペットボトルのラベル・キャップは外してプラスチック製容器包装として処理してください。</p>				
資源物処理登録	<ul style="list-style-type: none"> ・リサイクルプラザ(市内全域) ・小郡資源物ストックヤード(小郡地域排出のみ) ・青江ストックヤード(秋穂地域排出のみ) ・阿知須ストックヤード(阿知須地域排出のみ) ・阿東クリーンセンター(阿東地域排出のみ) <p>※シュレッダー処理された紙ごみは、リサイクルプラザにのみ搬入することができます。 ※小郡資源物ストックヤードに持込めるものは、無色透明のびん、茶色のびん、缶、ペットボトルのみです。 ※ペットボトルのラベル・キャップは外してプラスチック製容器包装として処理してください。</p>						
廃棄物・資源物の種類	可燃ごみ	①布きれ類 ②皮革類 ③木製品類 ④植木剪定くず ⑤草・竹類 ⑥わら・畳類 ⑦植物性生ごみ ⑧動物性生ごみ ⑨その他(リサイクルできない紙類)					
	不燃ごみ	①プラスチック類(日用品の硬プラのみ) ②金物 ③陶器 ④ガラス ⑤家電 ⑥その他(リサイクルできない不燃物)					
	資源物	①缶 ②びん ③ペットボトル ④新聞紙 ⑤雑がみ ⑥ダンボール ⑦紙製容器包装・紙パック ⑧プラスチック製容器包装					

事業系一般廃棄物搬入許可・資源物処理登録

申請日を記入してください。

令和 ● 年 ● 月 ● 日

(宛先) 山口市長

申請者(申請事業者名)

整理番号(新規は記載不要)

●●●●●

記入例

郵便番号	〒 ●●●●-●●●●
住所	山口市亀山町○番○号
ふりがな 氏名 又は 会社名	やまぐち 山口 株式会社
ふりがな	やまぐち たろう
代表者名	代表取締役 山口 太郎
担当者(任意)	●●●担当 山口
電話番号	●●●●-●●●●-●●●●

申請案内書類の左上の番号を記載してください。

自社が自ら搬入する場合にチェックしてください。

山口市廃棄物の処理及び清掃に関する条例[第1条第1項第1号(事業系一般廃棄物の搬入許可)]を申請します。

事業系一般廃棄物搬入許可、資源物処理登録の該当にチェックしてください。(両方の場合は、両方チェック)

申請する期間	令和 ● 年 ● 月 ● 日 から 令和 8 年 3 月 31 日まで						
搬入者	<input checked="" type="checkbox"/> 自己搬入	<input checked="" type="checkbox"/> 事業系一般廃棄物搬入許可 <input checked="" type="checkbox"/> 資源物処理登録					
	収集運搬業者へ委託 (3箇所以上の場合は別紙(様式自由)に記入し添付してください。)						
	<input checked="" type="checkbox"/>	<table border="1"> <tr> <td>事業系一般廃棄物搬入許可</td> <td>資源物処理登録</td> </tr> <tr> <td>①委託業者名 株式会社 △△△△</td> <td>同左</td> </tr> <tr> <td>②委託業者名 株式会社 ○○○○</td> <td>株式会社 ××××</td> </tr> </table>	事業系一般廃棄物搬入許可	資源物処理登録	①委託業者名 株式会社 △△△△	同左	②委託業者名 株式会社 ○○○○
事業系一般廃棄物搬入許可	資源物処理登録						
①委託業者名 株式会社 △△△△	同左						
②委託業者名 株式会社 ○○○○	株式会社 ××××						
搬入施設名	<input checked="" type="checkbox"/> 事業系一般廃棄物搬入許可	<ul style="list-style-type: none"> ・清掃工場(市内全域) ・阿知須清掃センター(※パッカー車搬入不可) ・阿東クリーンセンター(可燃性粗大ごみのみ) <p>※産業廃棄物は、事業者の責任において適正な処理を行ってください。 例:廃プラスチック類(発泡スチロール、塩化ビニール、PPバンド等)は搬入できません。 ※積荷の検査を行っています。使用されるごみ袋は透明または半透明の袋で搬入してください。 ※搬入不適物を発見した場合は、指導と ※機密文書は排出者が処理業者等で責</p>					
	<input checked="" type="checkbox"/> 不燃ごみ	<ul style="list-style-type: none"> ・不燃物中間処理センター(市内) ・阿知須清掃センター(阿知須地域排出のみ) ・阿東クリーンセンター(阿東地域排出のみ) <p>※事業活動に伴い発生する「がれき類」「廃プラスチック類」等の産業廃棄物は、搬入できません。 ※業務用の機械器具、家電リサイクル対象品、蛍光灯等は産業廃棄物として適正に処理してください。</p>					
	<input checked="" type="checkbox"/> 資源物処理登録	<ul style="list-style-type: none"> ・リサイクルプラザ(市内全域) ・小郡資源物ストックヤード(小郡地域排出のみ) ・青江ストックヤード(秋) ・阿知須ストックヤード(阿知須地域排出のみ) ・阿東クリーンセンター(阿東地域排出のみ) <p>※シュレッダー処理した紙は、リサイクルプラザに持ち込むことができます。 ※小郡資源物ストックヤードに持込めるものは、無色透明のびん、茶色のびん、缶、ペットボトルのみです。 ※ペットボトルのラベル・キャップは外してプラスチック製容器包装として処理してください。</p>					
廃棄物・資源物の種類	可燃ごみ	①布きれ類 ②皮革類 ③木製品類 ④植木剪定くず ⑤草・竹類 ⑥わら・畳類 ⑦植物性生ごみ ⑧動物性生ごみ ⑨その他(リサイクルできない紙類)					
	不燃ごみ	①プラスチック類(日用品の硬プラのみ) ②金物 ③陶器 ④ガラス ⑤家電 ⑥その他(リサイクルできない不燃物)					
	資源物	①缶 ②びん ③ペットボトル ④新聞紙 ⑤雑がみ ⑥ダンボール ⑦紙製容器包装・紙パック ⑧プラスチック製容器包装					

収集運搬を委託する場合は、収集運搬許可業者名を記入してください。

【可燃ごみ・不燃ごみ】を搬入する場合は、チェックしてください。

【資源物】を搬入する場合は、チェックしてください。